

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第19回) 会議録

会議年月日	平成26年2月13日(木)		
開会	午前10時00分	閉会	午後12時04分
場所	6階 第1会議室		
出席委員 (9名)	委員長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠席委員	なし		
事務局職員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出席説明員	総務部長：羽場 恭一 庁舎整備局長：亀屋 愛樹 庁舎整備局次長：中島伸一郎 庁舎整備局長補佐：藏増 祐子 庁舎整備局主幹：宮崎 学 庁舎整備局主任：黒田 洋太 庁舎整備局専門監：前田喜代和 財産経営課主幹兼庁舎整備局主幹：福井 一郎		
傍聴者	2名(別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備考			

午前10時00分 開会

中西照典 委員長 ただいまより市庁舎整備に関する調査特別委員会、第19回目を始めさせていただきます。

今回第19回の委員会から委員会の審議状況をケーブルテレビとインターネットにより広報することを踏まえ、これまでの経過について簡単に触れたいと思います。

住民投票後に設置された第3次特別委員会、鳥取市庁舎耐震改修に関する調査特別委員会は、平成24年5月から12月まで26回にわたり特別委員会などで議論を重ね、住民投票の2号案のままでは実現できないと平成24年12月に最終報告し、建物の規模や性能に係る事項などを今後の課題としました。

庁舎整備についてさらなる調査研究を行うことを目的として、本委員会、市庁舎整備に関する調査特別委員会は、平成25年1月の第1回鳥取市議会臨時会において議員提案により設置し、9名の委員で構成しています。

平成25年1月の第1回市議会臨時会においては、専門的、客観的な立場から庁舎に必要な機能やそれに要する費用など、庁舎整備の方針決定に当たりポイントとなる事項を整理するため、市が提案した鳥取市庁舎整備専門家委員会の設置条例を議会で可決しました。その後、市においては、鳥取市庁舎整備専門家委員会の報告を受け、平成25年6月に鳥取市庁舎整備推進本部を設置し、平成25年11月には鳥取市庁舎整備全体構想の素案が取りまとめられています。

我々委員会の役割として、市が行ってきた鳥取市庁舎整備専門家委員会、鳥取市庁舎整備推進本部での議論について報告を受け、議会としてチェック機能を果たすとともに、平成25年11月8日開催の第13回の委員会から市が公表した鳥取市庁舎整備全体構想の素案について議論を進めています。この全体構想の素案は、本庁舎、第2庁舎の活用だけでなく、既存の7つの庁舎の活用を明確にし、長期的な経費の抑制を前提に必要な機能等、総合的に検討した内容となっています。

本委員会では市庁舎整備に関する請願、陳情についての審査も行ってきました。平成25年9月12日開催の第12回委員会、平成26年1月14日開催の第16回委員会においてはあらゆる作業を中止すべきとする鳥取市庁舎整備に関する請願について、市庁舎整備は喫緊の課題として取り組まなければならない課題であり、問題であり、基本方針に基づくあらゆる作業を中止する理由にはならないとして、不採択としました。

以上、これまでの経過、取り組みなどを報告させていただきました。防災の拠点となる市庁舎の整備は喫緊の課題であり、本日の委員会においては市が取りまとめた全体構想案の防災機能の強化、市民サービス機能の強化、庁舎機能の適切な配置、活力と魅力のあるまちづくりの推進、現在及び将来にわたる費用の抑制などについてそれぞれ委員の意見を求めて議論することとしております。

この先回の委員会の中で庁舎整備について、この委員会の審議についての意見をそれぞれお聞きすることとなっております。それぞれ3名の方からあらかじめ意見が出ております。まず私のほうから、お手元にそれぞれ意見書が出ているようですけども、私のほうから読ませて

いただきます。

まずは、橋尾委員の意見からですが、7項目ありまして、まず読ませていただきます。特別委員会は平成26年12月16日までの任期である。議会が全会一致で提案した住民投票条例の結果を尊重し、民意に沿った解決策を図るのが議会の責任である。住民投票の意識が失われ全国のおしき前例となる。

3、第3次特別委員会委員長報告の趣旨を引き継ぎ、調査研究すべきである。丸として、本来はできるできないの議論ではなく、条件をつけず、公募するのが正しい進め方であった。もう一つ丸として、2号案の耐震計画は新築とは違い、鳥取県庁と同程度の必要最小限の計画であり、幾らぐらいで実現するかという実勢請負価格の概算である。工法、機能、配置、計画など、具体的検討はいまだ未整理であり、今後の審議の課題である。

4、鳥取市、議会ともに位置条例の認識、取り扱いが未整理で審議の妨げになっている。

5、現在提案されている全体構想の整備案は市民の民意に沿った構想ではなく、上意下達の提案手法であり、市民の理解が得られない。

6、最高執行者である市長の今期限りの退任、副市長不在の状況では先行き不透明である。

7、事実上市長選に入っている現状で特別委員会の審議がどの方向に向かっても市長選挙までの期間が短く、市民に発信できる情報の一本化は困難であり、さらに混乱を招く状況が予想されるとされて、以上の観点から、少なくとも審議を進める方策、課題、問題点を整理していただきたいというのがあらかじめ出ておりますが、まずこの点から委員の方のそれぞれの感想なり御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

桑田委員。

桑田達也 委員 まず、委員長のほうに確認ですけれども、前回、第18回のこの特別委員会の終了のときに、終了間際に、19回の特別委員会においてはこの素案に対するこの質疑ということの確認があったように思いますけれども、今の委員長が読み上げられた橋尾委員のこの意見というのは、この素案の中身というよりも、これまでのこの特別委員会、市議会の議論に対する、言ってみれば、この進行を逆行するような内容というふうに私は受けとめたわけですが、委員長のここの橋尾委員の意見に対するこの判断というのはどうなのでしょう。

中西照典 委員長 委員長の判断と言われますから、私は、じゃあ述べさせていただきます。今まで、先ほど私が橋尾さんの意見を読みましたが、これは個人としての意見であって、今まで何回もやられてきた意見であります。ですから、先ほども私が冒頭に述べましたように、庁舎の問題に関しては喫緊の課題でありまして、それも専門家委員会は議会が議場で議決して認めた委員会でありますから、その委員会が提案された素案を我々は、それをもとにしてそれぞれの意見を述べ、審議をし、チェックし、それを進めて、議論の対象とすべきだと私は思っております。ですから、この案は橋尾委員の一つの意見を皆さんに聞いてもらったということにとどめたいと思っております。

じゃあ、棕田委員。

棕田昇一 委員 今のような進行になると、これまでっていいですか、むしろ今後ですね、進行自体についての疑義が生じてくる。この全体構想を考える上においても、橋尾委員の提案され

ていることを抜きには議論、検討にならないのではないかと、私はそのように考えております。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 第17回の特別委員会の際に委員長のほうから、2月の定例会の中で議会としてね、何か方向性が出せればと、できればね、中間報告みたいなものをということと言われたのですけれども、それができるかできないかはちょっと今のところわかりませんが、そういったものをつくっていく場合に、中間報告なりをしていく場合に、やはり橋尾委員が出されたことをその個人の意見ということでは、何が議会の中で一致点なのかということと、何が議会の中で意見が分かれたのかってということがやっぱりこの報告できないと思うのですよね。だからいつ取り上げるか、どこで取り上げるかっていうのはあるかと思うのですけれども、やっぱりこれを無視するという事は私はできないのではないかなと思います。

中西照典 委員長 ほかに意見ありますか。

有松委員。

有松数紀 委員 伊藤委員から、こういった議論を無視するという事で進め、これからの進行に当たって非常に問題があるというような意味合いの発言をされました。これは椋田委員も同じことだというふうに思います。ただ、我々が、我々というよりも、私が思うのには、3次の特別委員会ではとにかく結論として2号案は実現不可能という結論に至ったということ。そしてそれ以降の部分に関しては執行部に条件をつけない中で、改めて提案を下さいということをお我々は3次の最終報告で言ったわけですよね。だからその部分からさかのぼるような議論は、この委員会では必要ないというふうに私は思っています、(聞きとり不能)この全体構想が示された中のそれぞれの議論に入っていくというふうには思っています。ですから、この全体的に、橋尾委員がずっと、7まで上げられましたけども、全部とは言いませんけど、ほとんどがその、第3次の中の特別委員会での進め方とか、そういった議論の中での橋尾委員の思いが非常に強く出された意見だというふうには思いますけども、その部分に関しては我々、第4次といえますかね、今の特別委員会では議論する場ではないと私は思っています。そういった意味で早いうちにこの素案の中の4つの案、そこら辺で我々議会としてはどういった方向の庁舎が適当なのかなということを市民に示す責任があると私は思っています。以上です。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私も同意見ですけど、有松委員と。非常にこの質問事項につきましては、非常に古い、前の前の段階という考えでして、第3次委員会の辺の、この当時、耐震改修の20億の関係をずっと言われるようですけど、この問題があるからこそゆえの第3次の特別委員会の問題になってやってきとるわけですよ。それでこの問題については非常に専門家委員会、この条例ですよ、法律ですよ、鳥取市の条例、法律に基づいてあらゆる意見を、防災やまちづくり、進めてきているわけです。この問題、ずっと先行き、ずっとこれ喫緊の課題、これについてはどんどん進めてきとるわけですから、前に戻る意見的なこういう話は全然必要ないと思います。とにかく今の段階では市民が何を求めているか、あらゆる市民にもアンケートからいろいろ意見を取り寄せております。この喫緊な庁舎問題、全体構想は出ております、これはいろんな案もあるわけですから、4案、その辺ずっと見ながら進めて、早急に進めるべきだと私は思いま

す。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 認識に大きな違いが出ておるのではないかというふうに思うわけですが、住民投票で選ばれて、耐震改修案が選ばれたのだからそれ以外は市民の理解が得られないのではないかというような考え方だと思いますけれども、ここでしかし議論をとめてしまったら絶対に前に行くことはできない。ここで、ずっとこれで足踏みをしている状態なわけですから、これとまったらもう前向きな議論はできないというふうに思うのですよね。この素案の中に書いてある内容を見ても、不確定要素はあるにしても、新築であろうと、改築であろうと、どちらにでもきょうの議案の内容は理解していかなければならない内容だというふうに考えます。そういうことを思えば、やっぱり議論できるように、前向きにしていかなければいけないじゃないかなというふうに思います。

中西照典 委員長 さまざまな意見があるわけですし、橋尾委員の思いも今まで、今回19回ですけど、それまでかなり同じような意見が出ておりましたが、やはりこの素案について進めていきたいと思しますので、その点御了解いただきたいと思います。

続きまして、まず、棕田委員の内容について、これは棕田委員の質問内容は、鳥取市の人口予測と職員数はということでありました。これについて、執行部のほうから回答をお願いします。

中島次長。

中島伸一郎 庁舎整備次長 失礼します。そうしましたら、棕田委員さんから2点御質問をいただいております。で、事前に資料の提示を求めておられましたので、昨日提示させていただいた資料を、皆様のお手元にお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

1点目の鳥取市の人口予測と職員数という問いで、15年後、40年後、68年後、98年後、100年後に対応する人口予測ということになっておりますが、鳥取市ではそういった人口予測というのはしておりません。

下のほうに考え方を書いてございますけれども、市では鳥取市の第9次総合計画で人口推計をしておりまして、この表にありますように、平成32年度まで推計しております。過去の人口データとこの計画期間中に重点的に取り組む鳥取市雇用創造戦略方針等、こういったものによって見込まれる成果を踏まえて平成32年度まで推計しているということでございます。

下のほうになお書きしておりますけれども、将来人口の推計というのは人口変動の要因が、の動向というのがございます。すなわち将来の出生動向であるとか将来の死亡動向、将来の人口移動の動向、このような一定の過程を設定して人口を計算するというところでございます。で、その後の人口推計ですね、例えば平成32年度以降の推計につきましては、次期総合計画の策定に当たって推計することになると考えております。ただし、まだ何年先まで推計するかについては未定でございます。繰り返しになりますけれども、棕田委員さんの御質問に対応するような人口予測とはなっていないということを御了解いただきたいと思います。

それと、ちょっと裏面ですかね。

中西照典 委員長 ちょっとちなみに、カメラの向こうの方は、その平成32年の推計が幾らにな

っているかという数字もちょっと伝えてください。

中島伸一郎 庁舎整備次長 平成32年が19万3,000人になっております。

中西照典 委員長 続けてください。

中島伸一郎 庁舎整備次長 続きまして、2点目ですけども、庁舎整備にかかわって人口減少を踏まえた職員数の検討はどのようにされたのかということがございます。

これも考え方のほうに書いてございますけども、専門家委員会での議論がございました。そのときに人口減少というものがあると、そういったことを踏まえて職員数の見込みはどうかという議論がございました。

で、そのときに整理しましたのは、この下に掲げていますけど、平成23年3月に策定しました鳥取市定員適正化計画というのがございます。これ下にありますが、P22と書いてございます。それは素案の22ページからの抜粋ですけども、にありますように、平成28年度には合併時の職員の80%とするということで、314人が削減して、1,258人を目指しているということになります。

で、この考え方の中で、この四角の中で適正な職員数の確保という中の2番目のぼつんですけども、今後人口が減少していても、高齢化社会がどんどん進展しますし、それに伴っていろいろ、例えば生活保護世帯の増加であるとか、福祉分野の体制の強化の必要性が出てきたりとか、税とか税外収入などの徴収体制の強化というのが必要になってきて、必ずしも人口減少、今後の人口減少と職員数の減少とは正比例としないであろうということが考えております。で、そういったことから、庁舎整備の指標としては、この定員適正化計画を踏まえた職員数、これは正職員とか臨時・嘱託職員数も含めてですけど、これをもとに素案の11ページ、これ上のほうに1で抜粋していますけども、863人ということで想定しております。これをもとに庁舎整備の規模を、面積を出していこうということにしているところでございます。以上でございます。

中西照典 委員長 棕田委員、また後でちょっと一旦。

では、伊藤委員のあらかじめの質問に対しまして執行部お答えください。

中島次長。

中島伸一郎 庁舎整備次長 伊藤委員さんからは、これは防災機能の強化ということで3点いただきましたし、市民サービス機能の強化で2点、それと庁舎機能の適切な配置で1点、それと活力と魅力のあるまちづくりの推進ということで1点いただいております。順次ですけども、質問とその対応についてお答えさせていただきます。

まず、防災機能の強化、これ4ページ、素案でいえば4ページですけども、市民にしっかり情報を伝える通信設備が必要となるが、その情報を市民はどのようにして受け取ると考えているのか。新たな施設を整備するだけで市民が確実に情報を受けることができるのかという御質問がございました。

で、これにつきましては、まず市民に向けての防災情報の発信というのは防災行政無線を初めまして携帯電話会社の緊急速報メール、あんしんトリピーメールと鳥取市ホームページなどで発信しております。で、避難勧告等の準備に入りますと関係する自主防災会への連絡も、こ

れは電話で行うようになっております。自主防災会から連絡を受けたら地域の中で直接などの連絡しながらということですが、また、緊急地震速報、これは推定震度4以上ですけども、とか津波警報などの緊急情報につきましては、全国瞬時警報システムにより防災行政無線を自動起動放送いたします。ただし、本庁舎4階の危機管理課の起動装置や無線操作卓が被害を受けると、これは鳥取市全域で放送が送れなくなるということになります。ということで、やはりまずは防災拠点が機能しなければ情報収集、発信ができないということになりますので、こういった拠点の整備がしっかりする必要があるというふうに考えております。

ちなみになんですけども、これは防災の担当課のほうから、この際、現状を議員の皆さんにも知っていただきたいということでちょっといただいております。で、大雨警報などの気象警報が発表されますと、これは危機管理課だけでなく都市整備部、農林水産部、環境下水道部、そして総合支所、工事事務所含む職員がそれぞれの職場へ登庁します。また台風等が接近している場合は、時間外も関係課が深夜ですね、待機して情報収集や連絡、初動体制に備えているという状況がございます。こういったことがございますということで、情報発信については、それぞれの手段をとりますし、それぞれに応じて市民の方が情報を受けていただくことを考えております。

続きまして、同じく4ページですけども、災害時に道路や電話回線の寸断による本庁舎と駅南庁舎の不通が、不通ですね、通らないということですけど、課題として上げられているが、その対応策は、この項目の中の目指す姿と方向性の中ではどこに当たるのかという御質問があります。

これにつきましては素案の中で当たるとは、の防災対策にかかわる要員が情報共有しといるところで対応させております。すなわち災害対応は、先ほどもありましたけども、危機管理課だけで行うものではありません。市役所職員が一体となって行うということで、例えば危機管理課、河川や道路といった施設系を所管する都市整備部は本庁舎にありますけども、避難所の運営とか、災害時要援護者の支援、物資の輸送といった避難系ですね、避難系を所管するところは福祉部ですけども、これは駅南庁舎にあります。で、電話だけでは共有できる情報量に限りがあるということで、それぞれの部署からの情報を集約して、本部会議ですね、本庁舎で本部会議しますけども、そこで方針を練り、各職員に指示の伝達を確実にを行うということになれば、関係要員が速やかに参集できる庁舎が必要ということで、先ほど冒頭申し上げましたけども、目指す姿と方向性において災害対策に係る要員が情報共有するという記述としておるところでございます。

じゃあ、3番目ですけども、総合支所における防災機能の強化がないと、災害は本庁舎の周辺だけで起きるわけではないので、本庁舎における防災機能の強化を言うのであれば、総合支所もセットで考えないといけないのでないかという御質問がございました。

これにつきましても、全体構想素案の3ページに、市民の命と暮らしを守るため、常に迅速に災害対応の体制を整えることができる防災拠点の整備や災害対策本部、これ括弧本庁、の機能強化、対策支部、これは括弧総合支所ですけども、との連携強化を初めとする防災力の総合的な強化が急がれますと、整備の必要性を述べているところでございます。

で、その上で、やはり素案の20ページありますけども、支所は存続して、防災、市民サービス機能は強化すると明言しているところでございます。今後ですけども、現在新市域振興ビジョン、新たな新市域振興監のもとでこのビジョン策定をしております。で、その中で方向性を明らかにして、庁舎整備に並行して具体的な取り組みを進める予定にしておるところでございます。

続きまして、市民サービスと機能の強化というところに移らせていただきます。で、6ページですけども、目指す姿と方向性の中で、この現状のまま取り組めるものはどれか、どんな機能の強化ができるかという御質問だと思いますが、現状というのは駅南庁舎でということなのか、優先順位をつけてということなのか、どういう意味なのかということもございますけども、前提としましては市民サービスというのは、今、建物の分散化であるとか、バリアフリー、駐車場の不足など、いろいろな課題はここにありますが、それはあります。で、現在の庁舎ではこれらの課題を全て解決するのは面積の問題とか設備の問題などから困難ということで、現状こうやって整理しているということでございます。したがって、スペースが限られておる以上は、何かを実現すれば何か損なわれる状況になるということもございます。例えばプライバシーに配慮し、下の受付とか相談スペースの確保、バリアフリー対応のための取り組みを行えば、その分だけ他の機能を縮小、または移転させる必要が出てくるということがございます。またそもそも駐車場が不足しておりますし、その敷地の中でさらなる駐車場の確保とか、あるいはタクシー乗降場の整備というのは困難でないかなというふうに考えておるところでございます。人員の面で例えば対応可能なものがございます。今検討していますけども、フロアコンシェルジュであるとか、来庁者のニーズ対応、外国語であるとか、手話など、そういった対応も可能でございますし、庁舎外ではコンビニ交付、証明書のコンビニ交付などが考えられます。庁舎のスペースに大きな影響がないということで検討が可能であるというふうに考えているところでございます。

続きまして、6ページです、6ページの になりますけども、現状では非常時に窓口業務が機能しなくなるおそれがあるとなってますけども、総合支所はどうするのか。非常時に新市域から本庁舎まで、これは多分住民の方が来られるとは考えられないという御質問だと思います。

これにつきましては、幾つかの総合支所につきましては耐震性能に課題があるということがわかってございますので、災害時でも機能するため、まず今後計画的に必要な整備を進めていくということになっております。で、窓口ですね、各種窓口サービスというのは、市民の皆さんがお住まいになっている地域の所管の総合支所だけではなく、別のそれ以外の総合支所でもサービスは受けられますし、本庁舎でも対応は可能ということでございます。したがって、そういった面では合併前と比較して窓口サービスは向上しているというふうに考えております。ですから、新市域から本庁舎まで出なくても、新市域の中でもほかの支所に行けば、そういった対応は可能だということをお答えさせていただいております。

それと、8ページですけども、庁舎機能の適切な配置ということで、庁舎機能を考えるのであれば、総合支所のあり方も考えないと市民は理解も納得もできないのではないかという御質

問をいただいております。

これも先ほど防災機能の強化のところでお答えしております、全体構想素案の20ページですかね、ありますように、今後とも総合支所は存続し、防災、地域振興、市民サービス、産業振興の機能を重点に地域住民の安全・安心な暮らしの確保と、まちづくりを進めると、これまでも実行していますし、今後も継続していくということをここで明言しておるところでございます。繰り返しになりますけども、今後の具体的な地域振興等については、新地域振興ビジョンの中で、その方向性を明らかにしていくということになってございます。

その次ですけども、9ページでございますけれども、活力と魅力あるまちづくりの推進で、市庁舎は地元企業の力を結集しとか、その目指す姿と方向性の の中にありますけど、地元発注とし、と記述しているにもかかわらず、整備案2と整備案3ですよね、これについては、整備案2は高層建築になっていると、地元発注ができる階層で考えるべきではないかという御質問をいただいています。

まず、現在の本庁舎というのは当然、敷地面積が限られておりますので、必要な延べ床面積を確保するためにはどうしても高層建築にならざるを得ないということでございます。ただ、高層建築であっても、実績のある設計事務所の技術管理のもとであれば、地元企業でも施工は可能であるというふうに考えております。で、階数を下げるためには建物を横に広げるといふ、建築面積をふやす必要がありますけども、そのためには次のような課題があるということがありまして、例えば整備案2、これ本庁舎を耐震改修して、現在の本庁舎の駐車場敷地に新築するわけですけども、その場合には建築面積をふやすと駐車場が敷地内に確保できないというものであります。それと、整備案3、これは本庁舎を使わない、で、現本庁舎の駐車場に新築するという整備案ですけども、これも建築面積をふやすためには、工事期間中ですね、仮庁舎を別の敷地に確保する必要がありますし、本庁舎を解体して現在の駐車場と一体的な敷地にした上で新庁舎を建設する必要がありますけども、駐車台数の確保ができるかどうかの検討が必要になってくるということがございます。

ちょっと早口になりましたけども、以上、質問と対応、考え方を御説明しました。

中西照典 委員長 あらかじめ質問が出ておりました方々に対する今、答弁でありました。

じゃあ、椋田委員、先ほど人口の関係ですか、意見があるようですので、質問があるようで、どうぞ。

椋田昇一 委員 私が申し上げるまでもないことですが、まちづくりを考えていくとき、そのプランを考えると、人口というのはそのベースになっていくと、大きな指標になっていくと、これは周知の事実だと思うんですね。そういう意味でこの庁舎の建設にかかわっても、私はこの質問を出させていただいたのですが、庁舎のライフサイクルコストのところを見ても、20年後、50年後、100年後と、こういうそのことを踏まえてこの案が示されておるわけですし、そういう意味でいいますと、私が事前に質問させていただきましたそれぞれの節目節目の人口予測はどうかと、こういうことなわけです。しかし先ほど御回答いただきましたように、ようにいいいますか、私、その質問に対してのこの回答になってないですね、回答になってない。で、市はそういう人口推計はしていないということでした。現時点でしていないのでしょう。

しかしこの庁舎建設の検討するに当たって、そういうことを推計し、そういうことも踏まえて考えていくということが大事ではないかということを私は言っているわけでありまして、その点についてはいかがでしょうか。

中西照典 委員長 どうですか。

亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 この全体構想の中においてもそのライフサイクルコスト、長期的なその費用の抑制ということを観点から、ライフサイクルコストも出させていただきました。ただ、人口についてはその将来推計というのはなかなか判断がつかないところがございます。結果的に32年までのその人口の推計、これをもとにその庁舎についての整備というものを掲げているわけがございます。それでライフサイクルコストの中についても、その人口推計を加味しながら、じゃあ職員数の推移がどうなっていくのかということもございますけども、それについては建物の形成、今回は新しい庁舎のみではなく、駅南庁舎ですか、駅南庁舎も活用するというようなことも、この構想の中で改めて出させていただきます。そこで耐用年数、これもいずれは何年か、何十年か先には駅南庁舎についても対応が迫られてくるというようなこともございますので、それはその人口減少によって職員数がどう推移していくかということにはございますけども、そういった新たな施設を考える段階で、またその時期に合ったようにその庁舎のあり方というのはその時点で考えていくということで、今回はお示しを、人口に基づいてという形のもの全体の中には示しておりません。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 最初の御答弁にかかわって委員長のほうから平成32年の、ちなみに平成32年には人口の推計はどうかと、こういうことの御質問と申しますか、問いかけがありまして、執行部のほうから19万3,000人と、こういう御説明ありましてね、昨年末ですね、昨年末で鳥取市の人口は、私が申し上げるまでもないことですが、既に19万3,000人台になっているんですね。ちなみにこの9次総における、この活用をしておられるこのデータで申しますとですよ、平成27年度で19万5,000人と、もうこれ既にそれを割っているわけでしょう。そういう既に現実ではないデータをもとに、これから50年、100年を見越したね、この庁舎の建設、また数値まで出されているということについてね、数字の信憑性がないじゃないですか。私は鳥取市が独自にその将来の長期の人口推計を必ずしも独自でやりなさいと言っているわけでもないわけでありましてね、既に昨年の3月段階でね、その国立社会保障・人口問題研究所が日本の人口の将来推計、とりわけ、地方自治体における人口推計出しているじゃないですか。そのあたりがこの計画を、プランを考えられる中でね、加味して検討されたのかどうかということなのです。で、検討されたかされていないのか、しておりませんと、する必要はあるじゃないですかということなわけですね、既に、先ほど言いましたけど、平成27年のデータを既に切っている、現時点で。じゃあその32年に向けてのまた盛り返していくのかと、残念ながらそういうことにはならないわけでありましてね、ベースとなる数値の信憑性を欠いておる、そういうことに基づいてのこのプランの立案ということにはならないじゃないかと。そのあたりはどうかですか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 人口問題、先ほどから職員数に影響してくるという形で言っておられますけども、この職員数の定数を管理というのは、いわゆる人口規模、それから、行政面積、それから、その事務内容、これは今後どうなっていくかということを総合的に考えながら職員数の定数管理というのはやっていくべきものだと思います。ただ、現状28年度まで定数を見越して出しているということを基本に今回は全体構想の中での職員数というものはお示ししているわけですが、これから先、10年、何十年先にどう変わっていくかということはその都度考えていかなきゃならないということだとは思っております。

それとその人口が減っているから、その人口規模に合わせて職員数というものは、当然定数というものは考える要素の一つでありますけども、先ほどから言いますように、その職員数の推移というのは、いわゆる今後自治体の基礎自治体としての鳥取市がどうなってくるのかということも当然重要な要素だと思うのですよ。いわゆる県のレベル、それが市のレベルに落ちいってくるというようなことも考えられます。そういったことも重要な要素の定数の管理の中には含まれてくると思いますので、それについては一応、28年度をもとにそのライフサイクルコストというのは積算させていただいたということで、建物、箱物については、ですから、このもとに、基づいて建った新庁舎というものについてはやはりその、これは全部一体化した建物ではございませんので、改めて総合的にその庁舎規模としましては、本庁舎と新庁舎と、それから駅南庁舎、それから、既存する下水道庁舎、こういったものがございます。こういったものの建てかえ時期に、先ほど言いましたように、建てかえる時期、そういうものが来たりすると思いますので、その時期に適正に配置を考えていくということによって、建物構造を考えていくという考えでこの全体構想は構成しているという内容でございます。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 人口の問題は職員の職員数の問題と当然かわりますが、先ほどもお話あったように思いますけど、それだけではなくてね、業務内容、業務量にもかかわってくるわけでありましてね、ちょっと1点質問ですが、この22ページのその職員数のところの資料にある、御回答にもいただいている、このデータですけどね、今後人口が減少しても、一方で高齢化社会が進んでいくとね、いけば、ということですね、そういう中でこの徴収体制の強化が必要になると、高齢化社会が進めば、その徴収体制の強化が必要となるということ、私はよくわからないのですが、ここはもう少し何を言っているのか、御説明いただけますかね。

中西照典 委員長 中島次長。

中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、高齢化社会と徴収体制というの、ちょっと私の説明が悪かったわけですが、直接のつながりではなしに、今後の、最近のその経済情勢悪化の中で、例えば生活保護世帯がふえてきたりとする場合には、その体制の強化が必要になってきたりとか、あるいはその税、税の徴収体制の体制強化が必要になってくるといったことが考えられるために職員数が、これ正職員でなくても臨時・嘱託職員の増加というような形でいろいろ考えられるということを申し上げていると、ございます。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 中島次長の説明が不十分云々ということではなくてね、まさにこの資料、ここ

の書かれていることなのですよ、書かれていること。これだって、今後人口が減少しても、一方で高齢化社会が進めば生活保護世帯の増加や福祉分野の体制の強化、税や税外収入の徴収体制の強化が必要となると。税、収入の徴収をしっかりとやっていくというのは、これはもういつでも当然のことなのですよ。しかしこの人口が減少しても高齢化社会が進めば、この徴収体制の強化が必要と、説明云々じゃない、文章がそうなっているじゃないですか、これももう一度お願いできます。

中西照典 委員長 亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 この意味は強化で内容としては切れるのです。高齢化社会が進めば生活保護世帯の増加やこの福祉分野の体制を強化しなきゃならないということが一つ。それから、税収、税収が増になる見込みというのは確かなので、いわゆる徴収率、これの体制を強化する必要があるということで収入を見込まなきゃならないということをお願いしたいわけで、連動しているものではありません。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 これ点でね、点で文章つながっているのですよ。亀屋局長の国語はそうかもしれませんが、なかなかそうはならないと思いますよ。ただ、これ以上その点について言ってもどうしようもないようですから。ただ、やっぱり市民にね、市民にわかりやすく、市民に理解できるようにということでね、ちゃんとしてもらわないかんということだけは申し上げておきたい。

そこでもう一度ですが、それぞれの、例えば駅南庁舎の、その検討の時期が来たら、それから、また60何年後ですか、新しい施設の見直しの時期が来たら、そんなことをやっていたらね、常にいつでもね、箱物をつくり直していく、こんなことになっていくじゃないですか。いや、もちろんそれはそれで全面否定じゃないのですよ。だけどもっと長期的な、長期的な視点に立って、観点に立ってやっていかないかんということで、この100年を見越してやっているわけですからね、私はやっぱりこういう時代は、今あるものを大切に使いながら将来に備えていくと、こういうことはやっぱり必要だということだと思のですよ。で、きのうの日本海新聞のトップ記事でしたかね、国も、あれは学校の施設に.....。

中西照典 委員長 椋田委員、済みません、ちょっと、次があるのでね、観点だけをちょっと問うていただいて、進めましょう。

椋田昇一 委員 あるように、適切な、適切な改修をすることによって耐久力を高めね、そしてその使用期間を長くしていくと、これは基本的なこの考え方、視点のことでありましてね、そういうことを今ちゃんとしながら、私はそれもう住民投票の住民の意思もそこにあると思っておりますが、して、もういよいよ使えなくなるときには、それを見越して、そのままに建てかえ等を考えていくと、こういうことであるべきだというふうに、この人口の問題からしてもそうですし、一番言いたいのは、委員長、この点については（聞きとり不能）にしたいと思いますが、一番言いたいのは、ちゃんとその根拠を持った数字でもっての計画になっていない、数字の信憑性がない、そういう中で、この素案のこの部分、この部分、この部分はどうかということの議論検討にならないんではないかということをお願いいたします。

中西照典 委員長 それでは、伊藤委員、回答がありましたけど。

じゃあ、質問してください。

伊藤幾子 委員 まず、防災機能についてなんですけれども、お答えいただきましたけど、防災の拠点を整備しないと、その市民に対していろんな情報発信ができないという御説明があったのですが、一つ確認をしたいのは、確かにその情報を発信するところが災害でね、使えなくなると当然発信ができなくなるわけですけども、その設備を整えている場所というのは決して新しいものをつくらなくても、今ある建物を整備しても、その対応は可能であると理解してよろしいでしょうか。

中西照典 委員長 中島次長。

中島伸一郎 庁舎整備次長 今のこの本庁舎はその対応、耐震性を高めれば、それは、そういった機能は確保できます。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 それはわかりました。

それで、あと市民がどう情報を受け取るのかということで、いろいろ御説明があったんですけども、本当にそのどんな災害かによって市民の置かれる状況っていうのは本当に違いますよね。それで、行政としてね、確実に情報はまず発信しないといけないという考え方で出されているとは思うのですけれども、市民にとったらその情報がどうやって自分たちが本当に受け取れるのかっていうのがね、すごくやっぱり気になるところでね、やっぱりこれまでこずっと何年もこの市庁舎問題でいろいろあって説明会開いたり、いろいろする中で、庁舎だけ新しくしても、その自分たちのね、災害時にね、その情報がちゃんと来るんかとかっていうことも出たと思うのですよね。それで先ほど答えていただいたことではなかなかちょっと私、市民の方にはわかりにくいとっていて、ここでもっと具体的にということも難しいかもしれませんが、本当にそのね、みんながみんな手元に確実に携帯持っているわけでもないし、防災無線の音がね、鮮明に家の中に聞こえてくる環境でもないわけですので、そこら辺を市としてどう、いつごろといいますかね、この市庁舎整備の関係でもっと詳しくできるのか、別の部署のところでもっと市民がね、災害時に確実にこういった情報を受け取れるっていう手段ですよ、そういったものが検討されるのか、ちょっとそういったことがこの場で聞かせてもらったらなと思うのですけど。

中西照典 委員長 どうですか。これは庁舎整備にかかわらず日ごろの話ですからね。

亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、委員長がおっしゃるとおりでございます、市民がどうやって情報を受け取るのが整備できてくるのかということでございますので、これにつきましては危機管理課のほうが主になって市民に対する防災という面でね、情報提供するという点から、現在は防災ハンドブック、昨年の8月でございますけども、これ全戸に配布いたしまして、災害が起きたとき、これ皆様、御承知だと思いますけども、災害が起きたときにはどういう体制でその情報が入ってくるのか、入手手段、こういったものをあらかじめ市民の皆さんにおいて把握しといていただきたいということで、まずはそちらのほう徹底をしておく。それでいざ災害

が起きた場合にはこういったものを利用して情報を入手していただくという体制を、広報ですけどもね、こういったものに危機管理のほうは取り組んでおりますので、庁舎云々というものでは特に市民に対しての伝達経路、入手手段というものについては別途考えていくという体制で臨んでおります。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 それでは、庁舎整備に関しては、その情報発信の部分だけ捉えればね、やっぱりしっかりと何かあっても情報発信をできる施設整備が要ということでよろしいですね。なかなかやっぱり市民の方ってわかりにくい部分があると思うので、聞かせていただきました。

次ですけども、総合支所に関するところが何点かあったのですけれども、20ページのほうにね、存続するからとか、これからですか、新市域振興ビジョンの中で考えていくということだったのですけれども、本当に災害はどこで起こるかかわからないし、その言われている、その災害の防災拠点となる本部ですね、その本部は一つ場所をつくると。で、そこからいろいろ情報伝達して行って、それぞれが対応していくということになるのですけれども、総合支所もそういった対応をする場になるわけですよ。でもその総合支所がある地域の人たちにとったら、いわば本庁にある対策本部っていうのはもうずっと遠いところで、総合支所がもう住民にとったら何か本部みたいな感じになるわけですね、そうすると、私はね、ここの計画で、素案の中で言われている、その防災の拠点の機能と同じぐらいとまでは言わないけれども、やっぱりそれに相当するような機能が各総合支所に要るのじゃないかなと思っているのですよ。そうなってくると、やっぱりそっちのほうの整備の仕方もセットにしてやっぱり説明していかないと、本当に合併して大きくなったところでね、新市域の人たちにもなかなかちょっと私は理解してもらえないのではないのかなと思うのですけれども、そういったものをこの市庁舎整備の、何というのかな、案と一緒に説明していくとか、提示していくっていうことは難しいことでしょうか。

中西照典 委員長 ちょっと待ってください。今、投げかけて。

亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 今回の全体構想についての防災関連については、本庁舎と、それから、本庁機能を持ったところに関してでございます。支所についても当然、対策支部という形で位置づけております。それはそれで支部についても当然同じように検討はしていかなきゃならないと思います。

中西照典 委員長 いや、ちょっと桑田さん…。

桑田委員。

桑田達也 委員 今、伊藤委員のほうからこの総合支所の機能強化ということについて質問がされているところですけども、この全体構想の20ページのところにもその他関連した取り組みということで、(3)各総合支所の機能強化ということは文言としてうたわれておまして、今、伊藤委員がおっしゃっておられる質問というのは、この全体構想を市民に示す上で、さらにこの総合支所のこの機能というものをより明確に示していくべきではないかということなのでしょうか。それはさらにこの地域防災計画も含めて、総合支所の役割、そういったことの充実強化、そういったことを図っていくべきではないかという質問でいいのでしょうか。

中西照典 委員長 今、議員間討議みたいになりましたけども。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 新築移転するにしても、耐震改修にするにしても、どのような方法でね、本庁舎を整備するかに、が違ってでも、総合支所っていうのは、ここに書かれているように残すと書いてある。それから、防災の機能だけではなくて、住民サービスもやっぱり高めていかなっていうふうにはね、住民の方も思っておられるので、桑田委員が言われた、もうそのとおりです。

中西照典 委員長 つまり素案の中に書かれているけど、その具体内容が見えないということですね。それはこれから示されていくというお話ですんで、一応そこで切って、次にじゃあ行ってください。

伊藤委員ですか。あとは、(発言する者あり)はい。

じゃあ、橋尾委員。はい。

橋尾泰博 委員 総合支所のね、セット問題も出ているのですが、これは防災機能だけじゃなしに、やっぱりその総合支所としての全体的なね、機能ということもあるのでしょうか、例えばね、合併した町村の皆さんがやはり総合支所に対する体制、これについては非常に御不満を持っておられる。これは執行部もよくわかっていると思いますけどもね。やはり総合支所のやっぱり充実強化、これはやっぱり図っていかないかんというふうに思っています。いわばそのできるだけ、その地元に密着した職員さんなんかを配置をして、やはり今のように、その職員が20名とか25名という体制ではね、なかなか、その地域に目を行き届かせるっていうのは非常に難しいと思う。だからやっぱりそういう総合支所、8つあって、やっぱり残していくという話であるならば、やはりその総合支所に適正な職員の配置をしていく、ということになれば、当然今のその整備構想案で863名の職員の規模ということで出ていますけども、やはりこの職員数の配置によってはもっと本庁舎にね、職員を配置する数も減らせていけるのだろうというふうに思うので、こういうことも総合的にね、やはりまだまだ議論していかないかんのかなという思いがします。

中西照典 委員長 それでは、あらかじめ質問出されている方については一旦ここで切りまして、今、いわゆる素案の一応10ページ、あるいは11ページの、その職員数まで入っております。それぞれの疑問も残したままの部分もありますけども、ほかにこの9ページ、10ページあたりまでの中で、やはり疑問あるいは質問、聞いておかないといけない部分があればもう一度皆さんに質問出していただければと思いますけども。

桑田委員。

桑田達也 委員 9ページ、10ページまでのということで委員長のほうからございましたので、先ほどの棕田委員の職員の適正化という、人口減少と職員の適正化計画ということともちょっと関連するのでお尋ねしてみたいと思います。

まず、この庁舎の今後、先ほど棕田委員のほうから68年後とか98年後、100年後と、百年の大計に立った庁舎整備の計画を立てるべきではないか、それを示すべきではないかという、それはおっしゃっていることもっともだと私も思っております。そういった中でこの全体構想の中

で来庁者、市民の皆さんがこの庁舎を訪れる、この推計、その人口比例とした、そういった数字ということも入れてはどうかというふうに思います。現在のこの来庁者数、それから、今、先ほどお示しをされましたけども、平成32年では人口推計が19万3,000ということで示されておりますけども、それに対してのこの来庁者数はじゃあどうなのかと、このあたりの考え方ってというのはどうなのでしょう。

要するにこういうことも示すことで、今現在この19万5,000切っている、これが平成32年になると19万3,000ということに人口は減少するけども、しかしこの来庁者の数というのは、じゃあどれだけ減っていくのか、またその来庁される方に対するこの市民サービスのあり方、それはどう変わっていくのか。こういうことも必要なのではないかとこのように思うわけです。今現在でもこの本庁舎、また駅南庁舎、各庁舎において市民サービスの一環として、例えば個別のプライベートな相談を受ける際には大変手狭なスペースで、隣の方々に聞こえるような、そういう相談スペースということもあるわけですね。これは人口減、人口が減少しても、市民に必要な庁舎のスペースというのは当然確保しなくてはいけないわけですし、このあたりのこの理解ということもこの全体構想の中に示していくことがいいのではないかとこのように私は思いますけど、現状の考え方で結構ですので、教えていただきたいと思います。

中西照典 委員長 亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 来庁者の推計については実績ということでお示しをさせていただいています。それで行政サービス、いわゆる市民サービスの向上という形で今回は、ここの全体構想の中には、その来庁された方に対しての手当て、それから、いわゆる情報の共有化、それから、個人情報情報の漏れがないかというようなことも含めて、どういう施設にすればよしいかという形でちょっと提案させていただいたのですが、それについては来庁者が多いから、こういう形で対応しなきゃならないというような想定ではなく、来られた方がいかにスムーズにできるかという体制でちょっとサービス強化の面については部会のほうからでもそういった形の意見をしておりますので、来庁者の推計というものは今後この中ででもお示しできれば対応はさせていただきたいと思います。

中西照典 委員長 よろしいですか。

ちょっと委員長から、この10ページの下に市の財政のところに、合併特例債等のお話がありますね。これはこれから庁舎を新たに建てる、あるいは庁舎を耐震にする、いろいろな中でこれは当然、利用されるというか、使っていくわけですが、どの案にもこの考え方が当てはまるのか。この考え方といいますと、庁舎を建てるのに合併特例債というものを使って、合併特例債は、地方交付税で国が7割、基金等を活用して市が3割、しかしながら基金が積み立ててあるので、新たな負担はありませんよというのが書いてあります。これはこれから4案があるわけですが、その4案のどの案を使ってもこの新たな負担はなしというような考えで持っていけばいいのか、ちょっとその点を説明してください。

中島次長。

中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、素案の24ページをごらんいただきたいと思います。整備案の1、2、3、4で財源と市の実質負担という形で出ております。で、それぞれ基金を使

っていく、あるいは合併特例債を使っていくということで金額が出ていまして、市の実質負担というのが、下のほうA足すBですね、整備案の1でいけば28.1億円、整備案2では25億、3でいけば32.2億、整備案4でいけば20.8億円ということで、今まで積み立てる基金とか合併特例債で対応できるということをここでお示ししております。

中西照典 委員長 私が聞ききた……。その問題は新たな負担がなくなって書いてあるから、そのところです。どの案にもこれから、市民の方はね、これからお金がかかるっていうような言われるので、こういう黄色で書いてあるからそのことをちょっと聞いているのです。

はい。

中島伸一郎 庁舎整備次長 そういうことで、一番、この24ページ一番下に市の実質負担はですね、いずれの案につきましても公共施設整備基金等を活用することで賄うことができますので、新たな負担としては発生しないということでございます。

中西照典 委員長 これはやっぱりテレビに映るわけですから、市民の方がわかるようにね、我々がわかっても、市民の方にわかるように話していただきたいというのが僕の希望です。

そのほかに。関連。

じゃあ、棕田委員。

棕田昇一 委員 今、話題に出ているこの公共施設等の整備基金ですけどね、まさに私たちもですが、市民の方にわかるように、そもそもどういう趣旨、目的の基金でね、で、この基金っていうのはその、どういうことに使われていくものなのか、まず基本的なものとしてですね。その中の一つにこの庁舎整備のことを言われているわけですが、そのあたりまず御説明いただけますか。

中西照典 委員長 公共施設等整備基金ですね、その性格、内容。

亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 公共施設整備基金というのは、公共施設を整備する基金、その名のとおりでございます。市が保有しておる施設がございますけども、それに対しまして、身近で言いますと耐震改修を行う、それにかかる経費、修繕にかかる経費という形のをあらかじめ基金、貯金として積み立てておるものでございます。現在25年度末の見込みでございますけども、34億7,000万ございまして、これをそれぞれの市が保有している施設に関しまして改修等行った場合にこれを割り当てていくということでございますので、内容としてはそういったものでございます。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 こんな理解というか、こういうことにもなるのですかね、例えばね、子供がね、例えば3人おりますと。例えば私、3人じゃないけど、3人おりますと。で、上の子供が大学に行く時期を迎えたと。で、子供の将来をと思って学資資金をためてきていてね、それが例えば300万なら300万あると。で、上の子供が大学に行くにはその300万を使えばその大学に行かせられると。だけど次の2番目、3番目の子にはそのかわりどうなるわからないよと。だけど今ね、今は負担がないからええじゃないかと、親としては、2人目の子が結果、大学に行く行かないは別として、2人目の子の可能性も考え、3人目の子にも考えと、そういうふう思うの

ですね。で、この基金をね、この計画の全体構想の計画でいうと、今は新たに市民の負担はありませんと。しかしこれ庁舎のためだけの基金ではないのですね、さっきの説明を聞くと。ほかのところにも必ずしわ寄せがいくと。ましてや今、市のその市有財産、市の公共施設の今後の維持管理でね、そのファシリティーマネジメント云々というような重要なことが検討されていることを鑑みるときに、私は何か目の前のことだけで市民の負担はないのですよと、私は真実を語ってないようにしか聞こえないのですが、そのあたりはいかがですか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、先ほどずっとお答えしました34億7,000万、現在その公共施設の整備基金として貯金があるということでございますけども、その中で今回の市の庁舎整備に当たっては、いわゆる合併特例債という起債でございますので、償還を一括で支払うというわけではございません。ですから、年、20年償還といたしますと、実質的には年に1億程度の額になるのですが、そういうものをこの34億7,000万でございますけども、その中から毎年1億ずつ貯金を費やしていくという形で対応するもので、一括30何億、例えばここでお示しております実質的な負担額、これを一括でこの34億の中からとってしまう、食い潰してしまう、先ほど言われました入学金、大学の入学金に対して払ってしまう、後がなくなってしまうのじゃないかというものではございませんで、一部分を充当させていただくという考え方でございます。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 その部分で改めて私の中での疑問を1点だけお聞きしたいと思いますけども、どの案にしても新たな財源が必要になるということはないという解釈でよかったですね、今、説明を。私はね、そうなのかなという部分で聞きたいのですけども、この現在の本庁舎、これを耐震改修して、不足した部分はどこかに増築をするという考え方というのがこの4案の中にはあるわけですね、その古いこの建物は15年後には改めて新築しなければいけないだろうというような予測も出ておるといふふうに思っております。そのときには合併特例債というものが無いという中において本当に新たな財源は要らないと言い切れるのか、これは改めてこの4案というものはイニシャルコストという部分で言われたと思いますね、ライフサイクルコストということで、百年の大計の中で財源をということになると、私は新たなものが鳥取市として確保しなければ、この旧本庁舎といいますかね、これの建てかえはできないと私は思っているのですが、そこら辺に関して執行部はどういう意見を持って、考え方を持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

中西照典 委員長 亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、有松委員さんのほうから御指摘ございました。先ほど説明したのは、やはりここで言いますと整備案1から4というのはこのイニシャルにかかる部分、いわゆる建設、いわゆる改修にかかる部分のみに関してでございますで、将来的な費用の抑制という面でお示しておりますライフサイクルコストですね、将来的にはどうなるのだと、庁舎整備に当たってはということでお示しておりますのが、このチラシの中にお示しているライフサイクルコストの将来的なグラフの流れでございます。これがページでいいますと、26ページあたりをちょっと見ていただければわかりますけども、いわゆる合併特例債の使用期限におい

ては、国からその7割、これが支援されるということで、そこについては、その間については助成があるのですが、それ以降につきましては、先ほどおっしゃっていたように、その建物の改修、新築したりする場合には全て一般財源でございますので、その時期においては、その、いわゆる、ここでちょっと示しておりますけど、2029年、これは65年というもので、築後65年ということで本庁舎がその耐用年数がかかる時間、これが前後する可能性はありますけども、そこにはぼんとはね上がってくるということで、財源的な見込みとしましては、将来的にはそういうものが陥ってくるということは言えると思います。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 ですから、今できることをきちんとしておけば、その15年後とかいう部分に新たな一般財源を求めなくてもできるという意味で執行部としては新築移転が望ましいというふうに言っておられるというふうな解釈、いいですね。はい、はい、了解しました。

中西照典 委員長 今、(聞きとり不能)

どうぞ、下村委員。

下村佳弘 委員 8ページですけれども、庁舎機能の適切な配置ということで、よく耐震改修も含めて、県庁との比較があるのですけれども、この中で事務空間の不足というのが職員の中で大きな問題としてあるというふうに考えております。これ本庁舎では15.4平方メートルですか、1人当たり。これは他都市の平均では24平米ということでかなり差があるわけですが、耐震改修をされた県庁の1人当たりの執務面積ってというのはどういうふうになっておるのかお聞きしたいと思います。

中西照典 委員長 今、お答えできますか。

亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 済みません、よろしいですか。ちょっと手元にきょう持ち合わせございませんので、改めてお示しさせていただきますでしょうか。

中西照典 委員長 下村委員、じゃあ後でということで。

どうぞ。下村委員。

下村佳弘 委員 それも含めて、きょう庁舎整備の必要性和緊急性ということでお話をしているわけですが、5つの大きな方針が示されております、その中で、一つは防災機能の強化、市民サービスの強化、庁舎機能の適切な配置、活力と魅力あるまちづくり推進、現在及び将来にわたる費用の抑制とあるわけですが、この中でいろいろ比較をしてありますけれども、耐震でできないものってというのはあるのでしょうかね。これ工夫すればできるというようなものもかなりあるじゃないかというふうに考えております。

例えば6ページの課題は、6ページにも課題が出ておるのですけれども、庁舎間移動であるとか、設備面での利用者の配慮、受付スペースとかバリアフリーの問題ですね、それから、駐車場不足、それから、そういう意味でいえばこの間大野都市に視察に行ったのですけども、かなりの部分で工夫して改善をしておられるというようなこともありましたし、庁舎機能の適切な配置ということでいえば、今言いましたような事務空間の不足ですね、こういうもの、今は仕事ができているわけですが、こういうものが工夫で解決できるかできないか、あるいは

活力と魅力あるまちづくりの推進という意味でいえば、庁舎が駅周辺にあることにより活力あるまちづくりというのは確実にできるのかどうか、基本的なことですが、そういうことを主なものでいいですので、上げられるものがあれば上げていただきたいというふうに思います。中西照典 委員長 前田専門監。

前田喜代和 庁舎整備局専門監 それでは、二、三点についてお答えしたいと思います。

まず、防災機能のその面積であるとか、執務面積の件でございますけれども、現在は、先ほどもありましたが、4階の危機管理課に、執務室の一角のその5平米程度の防災無線室がある。そのほかのその特定の防災対策室は今のところはないという状況でございます。それから、その執務室の状況といたしましても、24.4平米に対して17.6平米ということがございます。これにつきましても、防災対策の拠点としては無線室等で200平米、それから、その他として、ここに書いてございますように、1,100平米は確保したいなというところがございます。また、執務室の状況といたしましても、更衣室であるとか、倉庫であるとか、バリアフリーの拡充面積等がございますので、現在のものを耐震改修してもこの辺が賄えないのではないかとこのように思います。

それで駐車場でございますけれども、現在は151台でございますけれども、耐震改修をして今の現在の駐車場に増築等をした場合は100台以下になってしまうということで、現在その200台を確保したいというものでございますから、到底平面駐車場でこういうものはもう不可能であるというふうに思っております。

それから、防災対策に関してもう1点は、例えば駐車場を200台確保しようとするれば立体駐車場が考えられるわけですが、立体駐車場をつくってしまうと、やっぱり災害時にうまくその敷地が利用できないということがございます。この辺を考えれば、やはりその耐震改修をただけではなかなかその機能的にやっぱりその難しい面が多々出てくるということでございます。以上です。

中西照典 委員長 下村委員いいですか。

はい、じゃあ、まちづくりについても。

中島次長。

中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、9ページのほうにまちづくりの関係、記載させていただいています。御案内のとおり、鳥取市につきましてはコンパクトなまちづくりと、中心市街地の2核2軸のビジョンを持ってまちづくりを進めております。当然庁舎のほうは駅周辺のほうに行けば、まちづくりの2番目の駅周辺の都市機能の強化、ここの連携が図れるということで、中心市街地の活性化にもつながるものと考えております。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 今、おっしゃられたことが耐震改修ではできないと、逆に言えば新築でないといけんと、だめだというようなことの主な理由であるということで確認させていただいてよろしいですね。

前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい、そういうことです。

中西照典 委員長 そのほかありませんか。一応……。はい、ありますか。

きょうは.....。

ああ、じゃあ、はい、棕田委員。

棕田昇一 委員 先ほどの有松委員の御意見と関係するのですが、この全体構想では現在の庁舎は10年、15年後には新築をせないけんと、こういう前提に立っていますけれど、それについてはいろんな考え方があるわけでありましてね、必ずしも15年後に、この構想案はそういう考えに立っておりますけれど、15年後に必ず建てかえなければならないのだということについては、いろんな専門家を含めて御意見があると、必ずしもそれが前提ということ、検討するにおいては前提ということにならないと、執行部はそれが前提だとしても、検討するにおいては前提にならない。いま一つは、人口のところでの議論で申し上げましたが、その15年後においても、人口のことも含めてね、やっぱりその全体状況を見渡せてない中で、今のその考え方でね、その15年後には、この、どういのですか、こういうものを建てなければならないのだ、だからこれぐらいの費用が要るのだという考え方は定まらないということでありましてね、意見の違いっていいですか、意見はいろいろあるのですが、一つの意見に固定されて市民にこうですよという、その広報なり、宣伝になると、やっぱり市民のほうが正確な情報を得るなり、あるいは判断ができないということにもなりますので、あえてちょっとそのことだけを申し上げておきたいと思います。

中西照典 委員長 有松委員、じゃあ。

有松数紀 委員 これは議員間討議みたいなの、いや、私ですよ、棕田委員の考え方の中で、私はこう思うのですよ。いいですか。

中西照典 委員長 じゃあ、一旦ここで委員間討議に入るということを、じゃあ、有松さん言いますので、お願いします。

有松数紀 委員 済みません、棕田委員の言われた部分に関して私はね、執行部の説明を聞くと推計が定かに、きちんと人口推計が見通せない部分は入れてないと。私はこれでいいと思っているのですよ。これ棕田委員の考え方でいくとわからないものを示して、その中でこの全体構想を示さなければ、きちんとした計画、無駄があるかもしれないという部分も含めてね、おっしゃったと思いますけども、現在の中で推計として考えられるのはこの32年だったですかね、その中で私は庁舎問題をきちんと整理すると、それ以降に関しては今、既存である市が持っている建物とか、そういった部分の老朽化を含めてそれぞれのその年度ごとの中での考え方を整理していくというふうに私は説明を聞きましたのでね、決して無駄な建物を建てておるといふ説明には私はならないと思いますしね、わからないものを示せという話のほうは少しちょっとどうなのかな、理屈としては合っているかもしれませんが、示せない数字を設定してね、それで庁舎問題、規模がどうだとか、機能がどうだといふふうに執行部に言うのは少し酷なのではないのかなと思いがして、それは決して無駄にはなるといふ議論にはならないと私は思っておりますので、私の意見として言わせていただきました。

中西照典 委員長 それじゃあ、橋尾委員。はい。

橋尾泰博 委員 さっき棕田委員のほうからね、ファシリティーマネジメント等の話が出たのですけども、やっぱりこれから鳥取市が抱えておる公共施設であるとか、あるいは橋梁であると

か、やっぱりこれからのね、20世紀に建設した部分の維持補修というものが出てくる。で、当然、市のほうも検討はされておりますよね。で、毎年そういう維持補修に83億というお金がかかると。だけどこれからの少子高齢化を考えたときに、あるいはこれからの税収の見込み等を考えたときに、とても今の財政状況では不可能だという予測も出しておられる。だからどうもね、きょうの執行部の話を聞かせていただいても、やっぱり将来はそういう時代だから、やっぱり今のうちに何でも新築で、新しいもの建てとくのがいいじゃないかというようにしか私には聞こえてこないのです。やはりもっとね、そういう鳥取市の将来の財政状況を考えるのであれば、やはりもっとその建設規模にしても、まちづくりの視点にしても、もっとやっぱり我々が、議会がシビアなチェックを入れて、本当はない袖は振れないわけですから、やっぱりその中でどういう形で市民の皆さんにお応えをしていくかということを実際にもっと中身の濃い議論していただきたいと思うし、やっぱり執行部にはやっぱりもっとね、都合の悪い情報でも出してくださいよ。それで本当の議論をしましょうよ。そういう感じがします。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 この5つの方針があつて……。

中西照典 委員長 済みません、今、委員間討議だから、委員間討議ね。向こうに行ったらちょっと一旦切らんといいんからね。いい。

どうぞ。

伊藤幾子 委員 5つの方針でね、目指す方向っていうのがあつて、これを全てね、実現しようと思えば、私でもそれは広いところにね、新しいものを建てることになるだろうなっていうのは簡単に想像がつくわけだね、だけどここに書かれているいろんな点ですよ、こういう改善点とか、こういうことが望ましいっていうことがね、全て本当に最優先で考えないといけないのかどうか、これは譲れないけど、これはもうちょっと、何ていうかな、落とすというかな、考え直すことができるのじゃないかとかという、そういう、何ていうのかな、整理をこの委員会の中でやって、やっぱりそこを一つ一つね、積み上げていかないといけないと思うのですよね。何か今、何か何もかもがごちゃくちゃになって議論されていると思うので、やっぱりこれはあくまでも執行部の案なので、この議会としての委員会としてやっぱりどうしていかってというふうにならばちょっと議論が進むようお願いしたいなと思います。

中西照典 委員長 委員長としては、やはりその議論を進めさせていくために、素案をもとにして、やはり何かの案がないと我々の中で全体構想つくれるわけじゃないですから、案の中から、先ほど、この間も言いましたように、一応この中のページ数でいうと10ページまでは皆さんよく考えてください、この中で問題があれば執行部に修正をしてもらわんといいんわけですし、やっぱりこれをもとにして一歩ずつ進めていきましょうっていうのは、提案しているところでありますので、中身が濃いくという発言は僕はちょっと委員長としてはひっかかると思います。

有松委員。

有松数紀 委員 伊藤委員の言われた部分に関してではありません、ちょっとさかのぼらせていただきます。橋尾委員の言われた部分、済みません。橋尾委員の話し方を私が聞いた中での感

じ方というのは、ファシリティーマネジメントに反するような、今、財源があるから大きなもん建てておけというふうには私は聞こえたのですが、本当はファシリティーマネジメントってというのは、別にその新しい建物を建てるのがだめだとかいうわけではないわけね、公的なその建物とか施設管理をいかに効果的に経費を少なくしてね、将来的に進めていくか。ですから、不要なもの、建物が出てきた場合は当然同じような類型の中に合併をさせるとか、投資をさせていって不要なものは耐震改修をせずになくしてしまうといえますかね、そういった部分の考え方があるわけで、そういった考え方の中で進めていく上でも私は新築というのが決してファシリティーマネジメントに反するものではないし、今時点財源のある、その効果的な有効な財源を使って、将来建てかえとかそういうものが不必要ないように備えておこうという考え方は、私は今の執行部が向かっておるそのファシリティーマネジメントの考え方の中に十分沿った考え方だというふうに思っておりますので、ちょっと橋尾委員が言われたのは、そういうふうには聞こえなかったなあというふうに思ったので、あえて意見を言わせていただきました。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 ちょっとね、発言が足りなかった部分もあるのでしょうか、やっぱりそれだけ鳥取市が非常に厳しい状況があるから、我々議員ももっと厳しく議論しましょうということで申し上げたのですが、どうしても私がひっかかりますのはね、さっきちょっと下村さんが新築をされた庁舎が大体平均すると24.4平米っていう一つの基準が出て、それに伴って職員数にやっとならねますよね。日本全国やっぱりその新築をされる自治体と耐震改修をされている自治体、どういう比率かわからんけど恐らく半々ぐらいでしょう、地元のその財政の状況によってね、新築はしたいのだけでも、なかなかそういう財源が出てこない。また市民の理解が得られない、だから耐震改修でいきましょうという自治体も結構あるのだからと思うのです。やっぱりそういうところっていうのはね、やっぱりその執務スペースがふえるわけじゃない、やっぱり今のスペースの中で耐震をやって、その中の効率をどうやって高めていこうかっていうことをやっているわけですよ。で、鳥取市の流れでも住民投票やってそういう結果になったのだが、その比較検討する意味で、同じ基準で1案、2案、3案、4案ってやったほうがよく比較ができるからということになっているのだけど、やっぱり新築と耐震改修ってもう全然その計画そのものが全然違うわけですよ。それを一つの土俵に上げているのだけでも、私が一つ申し上げたいのは、本当に執行部の皆さんがお考えになって、本当にその24.4平米がどうしても職員数に合わせて、そのスペースがね、確保できないと、本当にその市民サービスだとか、市民の安全管理などができないのか。やっぱりそこら辺を詰めないかんのだろうと僕は思うのですよ。何でもかんでも同じ基準で、きょうもちょっと職員の数、数の問題が出ましたが、あれなんかにしてもね、確かに書いてあるように、人口が減ってもいろんな行政に対する要望がふえてくるから、それに人口が減っても正比例しませんよという話があった。確かにその観点もあるのでしょうけども、さっきも提案された24.4平米っていうのは平均値を出してきておられるわけでしょう。職員数でも、人口に合わせて平均値出してきますが、で、自治体は、1,000人あたりに職員数何人というの。ということになれば、当然また役所としては行財政改革

進めてね、合わせていかないかんわけですよ、職員数も、人口減ってくればですよ、どこまでおろせるかだろうけど。だからやっぱりそういうこともね、本当にどうやったら市民サービスを賄えるか。だって現実にはお金がないと職員も雇えないわけでしょう。職員ふやして人件費だけ高めていったって、さっきも言ったように、公共施設の維持管理だとか、新しい都市基盤整備どうするのですか。そういうこともね、本当に厳しくやらないと僕はだめなような気がする。だからその……(「橋尾さん、ちょっと」と呼ぶ者あり)24.4の根拠が私はよくわからない。

中西照典 委員長 今ですね、橋尾委員の言った、この11ページのところです、まさにその比較検討の前の前提条件をどうしようかっていうところに、今、入っております。で、この問題につきましてはさまざまな意見がありますし、先ほど橋尾委員が言われたように、厳しくっていても、どのあたりをするっていう基準が示されないといけないのだろうと思います。この点につきましてはですね、私は次の回にもう一度意見を交わしていただいて、その前提条件から次の庁舎機能の再編と整備内容の比較検討のほうに入っていきたいと思います。

きょうは……(発言する者あり)はいはい、じゃあ。(発言する者あり)きょうは10ページまでのところで。

じゃあ、伊藤委員。

伊藤幾子 委員 だから、その今後の進め方について、いいですか。今、委員長が言われましたけど、その前提条件を考えるに当たって、その前に書かれている5つの方針が書かれているわけなので、この5つの方針で、私がさっき言ったね、全て実現しようと思ったら、それはそうなりますよ。そうじゃなくて、やっぱりこれは本当に最優先だとか、これはどうだとかっていう、そういう議論をまずしないと、前提条件には入れないと私は思うのですが、どうでしょう。

中西照典 委員長 いや、その前提条件に入る前の今、議論をしているところです。ですから、それについて。だから、伊藤委員が今言われるようなことを提案されるなら、それをどんどんしていただきたいわけですよ。(発言する者あり)

ちょっと待ってくださいね。その前に、棕田委員。(発言する者あり)いいの。

じゃあ、まず、入る前に棕田委員、じゃあちょっと。

棕田昇一 委員 また何か有松委員との議論に戻っちゃいそうですけど。御意見があったので、ちょっと私の意見だけはお伝えしておきたいと。

私が2点言いましたほうの、2点目のほうについての御意見が返ってきたと思うのですが、まず、1点目のほうの、その15年後についてはということで言いますとね、よく言われますように、鳥取県庁は、その耐震改修でこれから50年間使っていくのだと、こういう方針でなされていると。つまり、いわゆるその耐用年数、執行部言われる65年ですか、ということで建てかえなければならぬものなのだという前提とは違うわけですよ。私が途中で申し上げた、その新聞の報道によるところしか私も現時点でわかりませんが、学校も、適切な改修をすることで70年から80年は使っていこうと、こういうその方向も提示されているわけでありましてね、そういう意味で、15年というお考えも一つの考え方でしょうけれど、必ずしもそれが唯一絶対の前提条件ではないっていうことを申し上げたということと、もう1点は、少なくともその人

口推計についてはね、やっぱり検討が必要なんじゃないですかと。きょうの御回答を聞いていると、9次総で32年まで出ているからね、それしか考えてないのだと、こうなわけだね。

しかし、申し上げたように、去年の3月には日本の人口推計というものがね、あるいは、その前にはよりトータルなものが出ていましたけど、示されているわけでありますから、そういうことも。なぜかという、その1人当たりの面積24平米、職員数を何名ということにかかわるこの庁舎のことが出ているから私も申し上げているわけですけどね。こうこうこのような検討をしたと、その上でこの部分についてはこういうことがわかったけど、この部分については考えられなかったと、推計できなかったと、こういうことであれば、またそれなりの議論もあるかもしれませんけどね、やっぱりこれは検討がなされていない、9次総の32年が前提ということで、それ以外のことで検討がなされていないということについて申し上げているわけでありましてですね、とりわけこれからその30年ぐらいの間は、地方によって違うのですけれど、なだらかな人口減少ということかもしれないけれど、そこから先は急激に人口が減っていくのだと、こういう推計が出されているわけでありましてね、その50年、100年という長期の計画で考えて検討されていく計画であれば、今申し上げたようなことはちゃんと検討されるべきではないかというのが私が申し上げた点でありますので、その点だけは申し上げておきたいと思えます。

中西照典 委員長 先ほど言いました、伊藤委員が5つの条件を一つずつって、これは次に、それぞれに素案の中で具体的な人数だったり平米が出ています。それは、次に入りましたように、なぜこれが出たかということ詳しく聞きながら、先ほどの5つの条件との関係をしていきたいと、私は思っております。

ですからきょうは、さまざま、まだ議論があるでしょうけども、一応10ページまでをさせていただいて、あと具体的に中に入っていく中でもう少し、今度は数字が入ってきますので、よりその数字の根拠とか、そういうものを、条件とか、どういう条件の中でこれは出たのかということ深めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(発言する者あり)

はいはいはい、じゃあ伊藤委員。

伊藤幾子 委員 ちょっと私ね、その進め方では余計混乱すると思っておりますね。

それで、例えばね、防災機能の強化のところ目指す方向性が出ているのだけでも、そのいかなる状況になっても発信できる設備というか、そういう機能を整えるっていうのは、もうそれはわかります。ね。それは、やっぱりすごい必要不可欠なことだと思えます。

ところが、例えば、何だったかな、十分なオープンスペースを確保できる敷地面積みたいなものが要るとかね、備蓄倉庫ですかね、速やかに搬送できるとか、そういったことが書かれてあるのだけれども、やっぱりそういうことが果たして必要であればどういう規模っていうか、どういうものがええのかとかね、やっぱりそういったことをやっぱりここで議論した上でないと、何かね。前提条件は、だって、これ全て実現するっていう頭で書かれていると私は思っているのね、何かすごく議論がおかしくなっちゃうと思えますよ。

私は、少なくともこの5つの方針で、前のページの3ページの大きな柱は、まあ見出しみたいなものだから、それはそれで、考えていく柱の視点としてはね、それはそうだなと思えます

けど、この具体的中身に関してはやっぱり一つ一つ、ここまでしなくていいじゃないのとかっていうのがありますのでね、やっぱりそこはしっかりと議論しないと、私は次に進めないと思うし、それをせずに次に進むっていうことは、乱暴な進め方だと思います。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 伊藤委員、それはね、これまでの私たちの特別委員会の受けてきた、さまざまな執行部からの説明を聞いてないということだと思ふのですよ。

今ね、その3ページの5つの柱については、これはこれから庁舎整備を考える上で必要な機能だから、方針の大きな柱としては理解すると。その中身についてはね、まさにこの一から一つ一つこの特別委員会で議論をするというような御発言なわけですけども、しかしながら、この特別委員会で、私たちこれまでこの専門家委員会が開かれたり、またこの執行部の中で対策本部も開かれ、それぞれこの5つの基本方針に沿って、先ほど防災の機能のことをおっしゃいましたけども、例えば、専門家委員会の中には鳥取大学の榎見先生とか防災危機管理の専門家の方が入って十分な議論をされて、それを踏まえて執行部としてもこの対策本部の中で検討、協議をされて、この全体構想が今、私たちの前に示されているということをお前提にしなければですね、これまでの専門家委員会の議論であるとか、この対策本部のさまざまな協議というものが、またがらぼんで、私たちが一からこれを議論するということになるじゃないのですか。

私たちは専門家委員会の設置も認め、対策本部のこれまでの協議ということも説明を受けて、そして全体構想をまとめたことについて、一つ一つ鳥取市からの提案を受けて、議会としてこの内容についてこのチェックをしていくということであってね、一からこれを、例えば防災面での機能の強化について、何が必要なのかとかです、そういったその専門家の議論を私たちがするという場面ではないと思ふですよ。

提案をしている内容について、例えば、先ほど椋田委員のほうからあったのかな、文言の整理であるとか、そういったことも必要だとは思ふのだけでも、今この全体構想の中身について一から一つ一つ私たちが議論するというようなことは、まさにこの3次の特別委員会の委員長報告で、庁舎整備は喫緊の課題なのだと。そして、先ほど、もとに戻るようだけでも、橋尾委員のほうからも、議会としてね、この9月までに一つの方向性を出さないといけないと、私たちの任期のこともありましたけども、あと7カ月という状況の中でね、私たちが本当に責任を持って議会として、市民に対してこの結論を示さなければいけないわけですよ。これまで何年かかってここまでの全体構想を示してこられたのかということをおね、私は理解していただきたい。そうじゃないとね、もう本当に一から積み上げて、また何年かかってこの議論をしていくのですか。

中西照典 委員長 ちょっと待ってください。(発言する者あり)

じゃあ、伊藤委員。

伊藤幾子 委員 私はね、一からって言われるけど、ここに書いている、例えば4ページの目指す姿と方向性の 、 、 、 とかね、それを一つ一つやればいってという話なわけで、別にそんな、桑田委員が言われるようなことを私は言っているつもりはありません。この素案をち

ゃんとこの委員会でいろいろ議論しましょうって言っているわけだから、それをすればいいだけのことでね。私の言っていること、そんなにおかしいですか。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 それで前回の特別委員会のときも、いろんなもとに戻ったりする議論が出たので、私は委員長に提案をさせていただいたのは、この10ページまでのこの基本方針に沿ったこの内容についてね、次のこの、要するにきょうですよ、きょうの特別委員会にこの質疑を出していただいて、そしてそのことを執行部にも聞き、聴取をし、そしてこの議論を深めていくべきではないかということで申し上げたわけで、それに対して、伊藤委員は本日その質疑内容を出されて、執行部にも意見を聞かれてきたわけですよ。それ以上の質疑っていうのは出されてないわけだし。

どうですかね、その進め方として、これから一つ一つね。確かに内容は、私たちが理解できないことを執行部に聞いていくということは、そういう姿勢というのは当然ながら必要だし、私はそれを否定するものではありませんけども、これからの進め方として、きょうのような形で委員一人一人から……(「桑田委員」と呼ぶ者あり)質疑を出して、それに対して執行部からも回答をいただき、この全体構想の議論を深めていく、内容理解を深めていくという考え方でいいのではないかと思うのですけどね。どうですか。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 一つ一つやっていきましょうということで、私は前回、そういう提起だと私は受けとめたので、今回は質疑を出しましたけども、やはりその答えを聞いて、やっぱり、はい、それでおしまいというわけではなくて、やっぱり考えますが、誰だって。ね。質問をして、答えがあったら、それを受けて考えますよ。そういう時間がこの委員会でとれないのだというのであれば、私はこの委員会の進め方でね、その委員会と委員会の間に直接執行部にわからないことは聞いて、それを踏まえた上で出てきてくださいとか、そういった仕切りをしてもらわないと、私はあくまでも公開になっているわけだし、市民の人にもわかりやすく思っていてきているわけなので、やはりそこはどうやって委員会を進行していくのかっていうのをちゃんと決めていただかないといけないと思います。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 やっぱりね、その具体的な内容について入らないといけんというのがあると思います。この資料をもとに議論を進めるということですね。この資料を見る限り、恣意的に資料をつくっているとは思えないですし、至極真っ当なことです。ね、新築であれ、改築であれ、真面目に調査をして書いてあるというふうに私は思っております。これを審議することで方向性の一致を見るということが、市民に対する責任だと、僕、思いますよ。

中西照典 委員長 いいですか。再び言います。私は、この前していただいて、具体的な数字が、先ほどの人数の話や面積の話が出ていますので、確かに出て、それで踏み込んでありますので、そこをもう一度皆さんと話をしながら、その根拠あるいは基準、そういうものをきちっとみんなの中で納得できればすればいいし、まだまだそれじゃあ納得できないという部分は深めていけばいいから、具体的に数字を皆さんが出されているから、それをじゃあ俎上にのせて、今ま

での10ページまでの話をしましょうと。だから、そういうふうに次の回は進めていきたいと、委員長は提案しておるところであります。いいですか。

具体的にまだ議員間討議を、じゃあこれで打ち切ります。

次回、これは副委員長と相談しますけども、先ほど私が申しましたような方向で議論を進めていきたいと思います。いいですか。(発言する者あり)

じゃあ、伊藤委員。

伊藤幾子 委員 わからないので、もうちょっとわかりやすく今後の議論の仕方を教えてください。

中西照典 委員長 ですから、全体構想案が、素案がありますね。きょうは一応10ページまでにしまして、次に、前提条件というのが11ページにあります。そこには具体的に必要な職員数を書いてありますし、それから本庁機能の面積がどうだと、1人当たりがどうだとか、さまざまな具体的な数字が出ておりますので、今までの議論の中で執行部が積み上げてきたものだと思いますので、その数字のまた基準、あるいは機能、そういうものにさかのぼることになると思います。どこから出てきたのだという問題になりますからね。

ですから、具体的な数字を俎上に上げて、皆さんで議論していただきたいというのが私の、委員長のこれからの進め方の提案であります。

はい、伊藤委員。

伊藤幾子 委員 12ページ以降はどうなるのでしょうか。

中西照典 委員長 ですから、前提条件がある、皆さんの中で出てくれば、次に進んでいきますし、それから、前提条件の話の中で、12ページ以降の話も出てくるのだらうと思います。現実にライフサイクルコストの100年の話もここから持ってきてありますから、さまざまに行きし戻りしますけども、やはり一歩ずつ皆さんとの議論を深めていって、それを前向きに進めていきたいと思っております。

有松委員。

有松数紀 委員 また伊藤委員の話に戻りますけど、大丈夫ですか。

中西照典 委員長 もう……。

有松数紀 委員 言わせてもらいましょうか。

中西照典 委員長 はい、じゃあ。

有松数紀 委員 きょうは10ページまでの話の中でね、我々が疑問に思っことを執行部に聞くという時間の中で、今、進めていただいていますから、伊藤委員が何をおっしゃりたいのかわからないのですが、その5つの方針、この部分に疑問を持っておられるのだったら、それをストレートに聞かれたらいいじゃないですか、きょうのうちに。でないと、次に進めません。ね。次もまた引きずるようなことであればね、今この時間にしっかり議論をしていただいて、納得をしていただくなり、違うものに関しては議員間討議でもするというので、今、解決しておきましょうよ。何が聞かれたいのかよくわからない。

中西照典 委員長 有松委員、ちょっと。

つまり、今までは具体的な数字が入ってないところの話ですね。ですから、やはり私はあく

まで具体的な数字をこう、素案には入っていますので、その中からもう一度、その前提条件にはどうせ基準とか聞く中では入ってきませんので、ですから、それは次の前提条件を俎上にのせる中で、前に進んでもいいし、後に進んでもいいけども、前提条件をやはりみんなで確認していくべきだと私は思っております。

ですから、今までも、10ページまでしたことにして、もうしないというのではなしに、やっぱりそれは相互に関係する話ですからね。もう一度言いますけども、前提条件を俎上にのせて話しする中で、前の問題もありますし後の問題もありますんで、そういうことも含めて話できたらなと思っております。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 相当私の頭の理解が悪いってことのようなので、私は次回、じゃあ4ページのほうも含めてね、4ページ以降の10ページまでのほうも含めて議論させていただきたいと思います。

中西照典 委員長 それは当然なるものだと、私は思っております。

桑田委員。

桑田達也 委員 今後の進め方ということで伊藤委員のほうからありましたのでね。私も有松委員と同じ意見で、次回の特別委員会がこの前提条件、具体的な中身に入る、委員長はおっしゃるわけですが、そこにはこの市庁舎整備の5つの方針を踏まえということ、まず、きょう議論したこの10ページまでの内容が少なくとも共通理解になってないと、次のステージには進めないと思うのです。

伊藤委員が具体的に先ほど、例えば、その防災の観点で執行部から説明のあった、オープンスペースが必要なのかと、災害時に、そういうこの質問が出ますとね、これは、要するにこの専門家委員会とかそういったところで、この防災の観点から鳥取市庁舎にとっての必要な機能という議論がなされた上で出てきていることなのだというのを私たちがまず理解しないとすね、今ここでそういう、この数々の議論を踏まえた上で全体構想が出ているにもかかわらず、改めてまた、そういう災害時に広い敷地が必要なのかどうかということ私たちが議論するということにはならないじゃないかというふうに私は思ったものですからね、伊藤委員のその質疑の内容が、今の私たちがこの全体構想を議論するに当たって、ちょっとそぐわないじゃないかという思いで言わせていただいたわけです。

中西照典 委員長 ちょっと待ってね。

それぞれ思いですから。だけど、委員長としては先ほど言った方針でやろうと。だから、別に伊藤さんがこの数字を出てきて、これとどう違うのだと言われることは当然あると思います。だから、そういうことも含めて、もう一度それぞれの思いの方が話されましたので、ここでそういうことをやっていたら切りがないので、それぞれの思いがありますんで、それぞれの思いを理解していただきながら、次は、先ほど私が言いました方法でやっていきたいと思っております。

それでは、時間になりましたので、市庁舎整備に関する調査特別委員会、第19回をこれで閉会いたします。

なお、次回に関しては、副委員長と相談の上、また皆さんに開催日をお伝えしたいと思いま

す。以上で終わります。

午後12時04分 閉会